ふるさと寄附金記念品提供事業者登録申請書添付書類

1、税金の未納がないことを証する書類　**２種類**

① **国税等の納税証明書**（管轄の税務署で取得）

・個人事業主 … その３の２（申告所得税及復興特別所得税）及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

・法　　人 … その３の３（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

※納税証明書その ３ は税の未納がないことを証明する書類のため、課税記録がない場合も提出が必要です。

※設立および開業から間もなく、課税されていない場合でも発行可能ですが、設立・開業届出から税務署に反映されるまでに時間がかかる場合があるため、設立または開業届の控えを税務署の窓口へ持参してください。

※社会福祉法人等、法人税の課税がない場合も、その３の３の提出が必要です。

② **市税の完納証明書**（高砂市役所市民窓口課で取得）

※市外事業者等で高砂市の課税記録がない場合は、証明書交付申請書の右上の「課税記録なし」に☑及び受付印が押されたものを提出してください。

2、**生産拠点がわかる書類**

各種法令に基づく許可書のコピー、公共料金の支払いに係る書類、所在地が記載されているホームページを印刷したもの等　**1点**